

# **第6期十和田市障がい福祉計画**

令和3年度～令和5年度

**令和3年3月**

**十和田市**

# 目 次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第1章 | 計画の基本的な考え方              | 1  |
| 1   | 計画策定の趣旨                 | 1  |
| 2   | 計画の位置づけ                 | 1  |
| 3   | 計画の期間                   | 2  |
| 4   | 計画策定のための体制              | 2  |
| 5   | 計画の進行管理・評価体制            | 3  |
| 第2章 | 障がい者の現状                 | 4  |
| 1   | 障害者手帳所持者等の状況            | 4  |
| 2   | 障害福祉サービス等の内容            | 7  |
| 3   | 障害福祉サービス等の利用実績          | 8  |
| 4   | 地域生活支援事業の内容             | 11 |
| 5   | 地域生活支援事業の利用実績           | 15 |
| 6   | 障害児支援サービスの内容            | 18 |
| 7   | 障害児支援サービスの実績            | 19 |
| 第3章 | 障害福祉サービス等の見込量と確保のための取組み | 20 |
| 1   | 令和5年度の成果目標              | 20 |
| 2   | 障害福祉サービス等の見込量と確保のための取組み | 24 |
| 3   | 地域生活支援事業の見込量と確保のための取組み  | 29 |
| 4   | 障害児支援サービスの見込量と確保のための取組み | 33 |
| 第4章 | その他の事項                  | 34 |

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

市では、障がい者のための施策に関する基本的な計画として、平成29年3月には「誰もが互いを尊重し、支え合い、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念とした「第2次十和田市障がい者基本計画」を策定しています。

また、平成30年3月には令和2年度までを計画期間とする「第5期十和田市障害福祉計画」を策定し、障がい者の地域生活を支援するための基盤整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

この第5期計画の期間満了を受けて策定する「第6期十和田市障がい福祉計画」については、前期計画に引き続き、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を地域の実情を踏まえて提供できるよう数値目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込み及び見込み量確保について、令和3年度から令和5年度を計画期間として策定することとします。

なお、障がい児支援に関する数値目標や提供体制の確保に関する事項については、本計画と一体的な計画として「第2期十和田市障がい児福祉計画」を策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

市では、障がい者に関する計画として、「十和田市障がい者基本計画」と「十和田市障がい福祉計画」を策定し、また「障がい福祉計画」と一体的な計画として「十和田市障がい児福祉計画」を策定することとしています。

「障がい者基本計画」は障害者基本法に基づき定めた中長期計画として、障がい者のための施策に関する上位計画に位置づけられています。

「障がい福祉計画」は障害者総合支援法に基づき、また、今回新たに策定する「障がい児福祉計画」は児童福祉法に基づき、障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの必要量と提供体制の確保のための数値目標を示す計画であり、「障がい者基本計画」の実施計画として位置づけられます。

### 3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。ただし、国の基本方針に基づき、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは見直しをすることとします。

| H30                          | R1 | R2  | R3                           | R4 | R5  | R6                           | R7 | R8  |
|------------------------------|----|-----|------------------------------|----|-----|------------------------------|----|-----|
| 第2次十和田市障がい者基本計画(H29～R8年度)    |    |     |                              |    |     |                              |    |     |
|                              |    |     |                              |    |     |                              |    | 見直し |
| 第5期十和田市障がい福祉計画<br>(障がい児福祉計画) |    |     |                              |    |     |                              |    |     |
|                              |    | 見直し | 第6期十和田市障がい福祉計画<br>(障がい児福祉計画) |    |     |                              |    |     |
|                              |    |     |                              |    | 見直し | 第7期十和田市障がい福祉計画<br>(障がい児福祉計画) |    |     |

### 4 計画策定のための体制

第6期障がい福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人やご家族、障害福祉サービス提供事業者等から広く意見・提言を伺い計画に反映させるため、以下の体制で行いました。

(1) アンケート調査

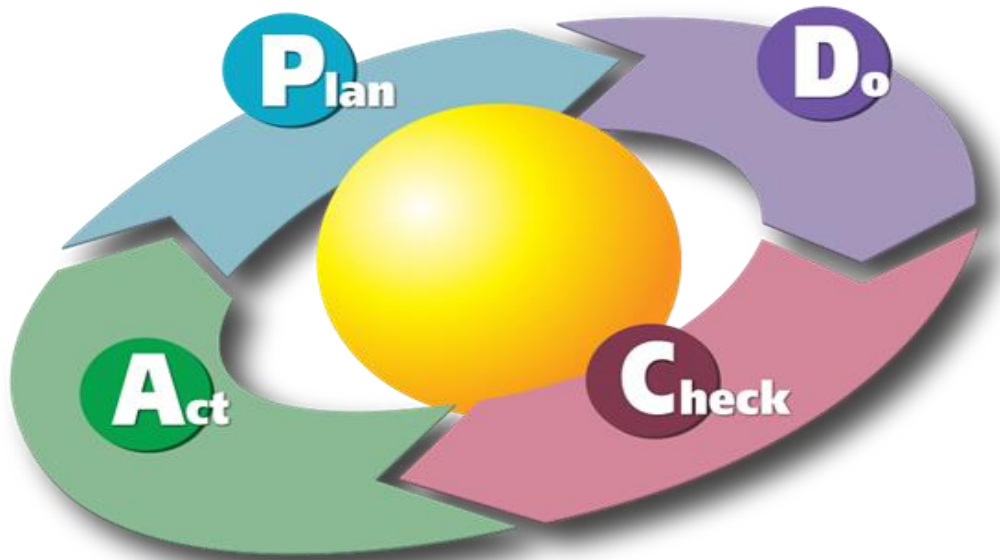
令和2年9月から10月に本市の手帳所持者300人を対象に行いました。

(2) 十和田市障害者支援協議会での協議

広く関係者からの意見を取り入れた計画とするため、関係行政機関、民生委員・児童委員、障がい者支援団体、障がい者・家族関係団体、福祉サービス事業者、学校・教育関係機関の各委員で構成される「十和田市障害者支援協議会」において内容を協議しました。

## 5 計画の進行管理・評価体制

本計画の進行管理について、PDCA（※）サイクルを取り入れ、少なくとも年1回その実績を把握し、関連施策等の動向も踏まえながら評価・見直し等を行います。



### ※PDCA

- ① Plan      (計画)：実績や将来の予測などを基にして業務計画を作成する
- ② Do       (実行)：計画に沿って業務を行う
- ③ Check   (評価)：業務の実施が計画に沿っているかどうかを評価する
- ④ Act      (改善)：実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する

## 第2章 障がい者の現状

### 1 障害者手帳所持者等の状況

#### (1) 身体障害者手帳の等級別・障害種別所持者数

身体障害者手帳の所持者は、1級が最も多く、手帳所持者の39.0%を占めています。

障害種別では、肢体不自由が最も多く、50.8%を占めています。

令和2年3月末日現在（単位：人）

| 障がい種別      | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    | 5級   | 6級   | 合計     | 構成比    |
|------------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|--------|
| 視覚障がい      | 58    | 30    | 14    | 9     | 22   | 24   | 157    | 6.4%   |
| 聴覚・平行機能障がい | 0     | 40    | 24    | 28    | 1    | 80   | 173    | 7.1%   |
| 音声・言語障がい   | 0     | 3     | 12    | 4     | 0    | 0    | 19     | 0.8%   |
| 肢体不自由      | 349   | 301   | 170   | 294   | 87   | 41   | 1,242  | 50.8%  |
| 内部障がい      | 547   | 8     | 107   | 191   |      |      | 853    | 34.9%  |
| 合計         | 954   | 382   | 327   | 526   | 110  | 145  | 2,444  | 100.0% |
| 構成比        | 39.0% | 15.6% | 13.4% | 21.5% | 4.5% | 5.9% | 100.0% |        |

#### (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

平成29年度と平成30年度に減少しましたが、令和元年度は再び増加に転じています。

各年度3月末日現在（単位：人）

| 障がい種別      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 視覚障がい      | 153    | 158    | 154    | 154    | 157   |
| 聴覚・平行機能障がい | 165    | 171    | 174    | 168    | 173   |
| 音声・言語障がい   | 16     | 17     | 18     | 19     | 19    |
| 肢体不自由      | 1,312  | 1,337  | 1,295  | 1,253  | 1,242 |
| 内部障がい      | 817    | 844    | 839    | 822    | 853   |
| 合計         | 2,463  | 2,527  | 2,480  | 2,416  | 2,444 |

### (3) 愛護（療育）手帳の交付状況

愛護手帳の所持者は、程度Bの所持者が約6割を占めています。

(注：療育手帳の名称は、都道府県によって異なり、青森県では「愛護手帳」という名称を使用しています。)

令和2年3月末日現在（単位：人）

| 程 度 | 障がい児 | 障がい者 | 合計  |
|-----|------|------|-----|
| A   | 27   | 186  | 213 |
| B   | 53   | 303  | 356 |
| 合 計 | 80   | 489  | 569 |

### (4) 愛護手帳所持者数の推移

愛護手帳所持者数の推移を見ると、全体として増加傾向にあります。

各年度3月末日現在（単位：人）

| 程 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| A   | 218    | 214    | 217    | 213    | 213   |
| B   | 342    | 338    | 345    | 348    | 356   |
| 合 計 | 560    | 552    | 562    | 561    | 569   |

### (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、平成29年度以降は増加傾向で推移しています。令和2年3月末日現在の級別の構成比は、1級24.2%、2級54.7%、3級21.1%となっています。

各年度3月末日現在（単位：人）

| 等 級 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1 級 | 174    | 160    | 169    | 202    | 200   |
| 2 級 | 310    | 307    | 330    | 427    | 451   |
| 3 級 | 104    | 111    | 128    | 145    | 174   |
| 合 計 | 588    | 578    | 627    | 774    | 825   |

## (6) 難病患者数

特定疾病(難病)医療費受給者証所持者数については、横ばいの傾向にあります。

各年度3月末日現在 (単位：人)

| 性 別 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 男 性 | 214    | 215    | 199    | 207    | 207   |
| 女 性 | 273    | 273    | 248    | 250    | 248   |
| 合 計 | 487    | 488    | 447    | 457    | 455   |

資料：上十三保健所

## (7) 重度心身障がい児(者)の状況

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重度心身障がいといい、その状態にある子どもを重度心身障がい児といいます。さらに成人した重度心身障がい児を含めて重度心身障がい児(者)と呼ぶこととされています。

R2.11.1現在 (単位：人)

|              |       |    |
|--------------|-------|----|
| 重度心身障がい児(者)数 | 18歳未満 | 13 |
|              | 18歳以上 | 4  |
|              | 合 計   | 17 |

## (8) 障がい者の就労状況

新規求職申込者数に対して、就職者率はおよそ平成 29 年度は 76.5%、平成 30 年度は 51.1%、令和元年度は 66.0%となっています。

(単位：件)

| 障がい種別  | 項目       | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|--------|--------|-------|
| 身体障がい者 | 新規求職申込件数 | 30     | 28     | 33    |
|        | 就職件数     | 22     | 20     | 17    |
| 知的障がい者 | 新規求職申込件数 | 11     | 14     | 19    |
|        | 就職件数     | 7      | 7      | 15    |
| 精神障がい者 | 新規求職申込件数 | 27     | 50     | 48    |
|        | 就職件数     | 23     | 20     | 34    |
| 合 計    | 新規求職申込件数 | 68     | 92     | 100   |
|        | 就職件数     | 52     | 47     | 66    |

資料：三沢公共職業安定所十和田出張所



## 2 障害福祉サービス等の内容

### (1) 障害福祉サービス等の内容

#### 【訪問系サービス】

ホームヘルパー等が居宅を訪問して、介護や家事援助など必要な支援を行うものです。

| サービス名             | サービス内容  |
|-------------------|---|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ)  | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。   |
| 重度訪問介護            | 重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。  |
| 同行援護              | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護              | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。              |
| 重度障害者等<br>包括支援    | 介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。             |
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 自宅で介護をする人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。            |

#### 【日中活動系サービス】

主に日中において、通所等により介護や訓練等の必要な支援を行うものです。

| サービス名             | サービス内容   |
|-------------------|--|
| 生活介護<br>(デイサービス)  | 常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。   |
| 自立訓練<br>(機能訓練)    | 身体障がい者を対象に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。   |
| 自立訓練<br>(生活訓練)    | 知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。  |
| 就労移行支援            | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。  |
| 就労継続支援<br>(A型・B型) | 一般企業等への就労が困難な人に、一定期間、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。<br>※A型＝雇用契約に基づく支援<br>B型＝雇用契約に基づかない支援 |
| 就労定着支援            | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている方に対し、課題に対応できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。              |
| 療養介護              | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。  |

## 【居住系サービス】

| サービス名               | サービス内容   |
|---------------------|--|
| 自立生活援助              | 障害者支援施設等やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者に対し、一定期間、定期的な巡回訪問などにより、生活力を補うための支援を行います。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。   |
| 施設入所支援              | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。  |

## (2) 相談支援の内容

| 種類     | 内容  |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス等を申請した障がい者等について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後に定期的にサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。               |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。                                     |

### 3 障害福祉サービス等の利用実績

数値は1か月分のサービス量です。実績は、平成30年度と令和元年度は、各年度の3月利用分、令和2年度は、当該年度末における利用見込みです。

#### (1) 訪問系サービス

利用時間は年々減少傾向にありますが、利用率は高い数値で推移しています。

| サービス名  | 単位            | 平成30年度 |       |        | 令和元年度 |       |       | 令和2年度 |       |       |
|--|---------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|  |               | 計画     | 実績    | 利用率    | 計画    | 実績    | 利用率   | 計画    | 実績見込  | 利用率   |
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>同行援護<br>行動援護<br>重度障害者等包括支援 | 利用人数<br>(人/月) | 85     | 91    | 107.1% | 90    | 89    | 98.9% | 95    | 88    | 92.6% |
|  | 利用時間<br>(日/月) | 1,800  | 1,929 | 107.2% | 1,900 | 1,896 | 99.8% | 2,000 | 1,769 | 88.5% |

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用率については、サービスによって高い数値で推移しているものと利用が低調なものに分かれています。

中でも短期入所の利用者は毎年増加してきており、第5期計画における計画値を越える実績となっています。

| サービス名          | 単 位           | 平成30年度 |       |        | 令和元年度 |       |        | 令和2年度 |       |        |
|----------------|---------------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
|                |               | 計画     | 実績    | 利用率    | 計画    | 実績    | 利用率    | 計画    | 実績見込  | 利用率    |
| 生活介護           | 利用人数<br>(人/月) | 173    | 165   | 95.4%  | 175   | 157   | 89.7%  | 177   | 162   | 91.5%  |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 3,300  | 3,075 | 93.2%  | 3,400 | 3,047 | 89.6%  | 3,500 | 3,057 | 87.3%  |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 利用人数<br>(人/月) | 10     | 0     | 0.0%   | 15    | 0     | 0.0%   | 15    | 0     | 0.0%   |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 200    | 0     | 0.0%   | 300   | 0     | 0.0%   | 300   | 0     | 0.0%   |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 利用人数<br>(人/月) | 50     | 42    | 84.0%  | 55    | 28    | 50.9%  | 59    | 24    | 40.7%  |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 1,050  | 777   | 74.0%  | 1,155 | 523   | 45.3%  | 1,230 | 406   | 33.0%  |
| 就労移行支援         | 利用人数<br>(人/月) | 27     | 21    | 77.8%  | 29    | 6     | 20.7%  | 29    | 4     | 13.8%  |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 550    | 336   | 61.1%  | 575   | 105   | 18.3%  | 575   | 75    | 13.0%  |
| 就労継続支援<br>(A型) | 利用人数<br>(人/月) | 20     | 24    | 120.0% | 22    | 28    | 127.3% | 24    | 26    | 108.3% |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 490    | 467   | 95.3%  | 530   | 563   | 106.2% | 570   | 505   | 88.6%  |
| 就労継続支援<br>(B型) | 利用人数<br>(人/月) | 255    | 252   | 98.8%  | 270   | 255   | 94.4%  | 285   | 265   | 93.0%  |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 5,000  | 4,646 | 92.9%  | 5,300 | 4,672 | 88.2%  | 5,600 | 4,410 | 78.8%  |
| 就労定着支援         | 利用人数<br>(人/月) | 21     | 0     | 0.0%   | 23    | 0     | 0.0%   | 23    | 0     | 0.0%   |
| 療養介護           | 利用人数<br>(人/月) | 20     | 16    | 80.0%  | 20    | 16    | 80.0%  | 20    | 16    | 80.0%  |
| 短期入所<br>(福祉型)  | 利用人数<br>(人/月) | 5      | 10    | 200.0% | 5     | 8     | 160.0% | 5     | 5     | 100.0% |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 35     | 42    | 120.0% | 35    | 59    | 168.6% | 35    | 55    | 157.1% |
| 短期入所<br>(医療型)  | 利用人数<br>(人/月) | 4      | 1     | 25.0%  | 4     | 0     | 0.0%   | 4     | 0     | 0.0%   |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 20     | 4     | 20.0%  | 20    | 0     | 0.0%   | 20    | 0     | 0.0%   |

### (3) 居住系サービス

実績はおおむね横ばいとなっています。

自立生活援助の事業所がないこと、共同生活援助（共同生活介護）の事業所が少ないため実績が伸びなかったことや、地域定着への移行がなかなか進んでいないことが考えられます。

(単位：人／月)

| サービス名  | 平成30年度 |     |       | 令和元年度 |     |       | 令和2年度 |      |       |
|--------|--------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|------|-------|
|        | 計画     | 実績  | 利用率   | 計画    | 実績  | 利用率   | 計画    | 実績見込 | 利用率   |
| 自立生活援助 | 1      | 0   | 0.0%  | 2     | 0   | 0     | 2     | 0    | 0.0%  |
| 共同生活援助 | 100    | 80  | 80.0% | 110   | 74  | 67.3% | 120   | 76   | 63.3% |
| 施設入所支援 | 114    | 110 | 96.5% | 113   | 107 | 94.7% | 112   | 108  | 96.4% |

### (4) 相談支援（サービス等利用計画作成）

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画の作成・モニタリングをすることになっており、月によって利用実績にばらつきはありますが、一定の水準で推移しています。

(単位：人／月)

| サービス名  | 平成30年度 |     |       | 令和元年度 |     |       | 令和2年度 |      |       |
|--------|--------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|------|-------|
|        | 計画     | 実績  | 利用率   | 計画    | 実績  | 利用率   | 計画    | 実績見込 | 利用率   |
| 計画相談支援 | 168    | 146 | 86.9% | 177   | 148 | 83.6% | 186   | 150  | 80.6% |
| 地域移行支援 | 1      | 0   | 0.0%  | 2     | 0   | 0.0%  | 2     | 0    | 0.0%  |
| 地域定着支援 | 1      | 0   | 0.0%  | 2     | 0   | 0.0%  | 2     | 0    | 0.0%  |

## 4 地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき市が主体となって地域の  
実情に応じて実施する事業で、必須事業とその他事業（任意事業）の2つに分類され  
ます。

[必須事業]

| No. | 事業名              | 事業内容   |
|-----|------------------|--|
| 1   | 理解促進研修・啓発事業      | 障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民の方に障がい者の理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。                         |
| 2   | 自発的活動支援事業        | 障がい者やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立活動防止など）の支援を行います。                                       |
| 3   | 相談支援事業           | 障がい者やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活への支援を行います。                                  |
| 4   | 成年後見制度利用支援事業     | 障害福祉サービスを利用するにあたり、成年後見制度を利用することが有用である知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について支援を行います。 |
| 5   | 成年後見制度法人後見支援事業   | 成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を図ります。                         |
| 6   | 意思疎通支援事業         | 意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者等を派遣して意思疎通の円滑化を図ります。   |
| 7   | 日常生活用具給付等事業      | 重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。（→給付物品の内容：14頁）                                 |
| 8   | 手話奉仕員養成研修事業      | 聴覚障がい者等との交流活動の促進を図るため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施します。                                   |
| 9   | 移動支援事業           | 屋外での移動に困難がある障がい者（児）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。                                    |
| 10  | 地域活動支援センター機能強化事業 | 障がい者の創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ります。   |

[その他の事業(任意事業)]

| No. | 事業名              | 事業内容   |
|-----|------------------|--|
| 1   | 福祉ホーム事業          | 現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。                             |
| 2   | 訪問入浴サービス事業       | 訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。                                     |
| 3   | 知的障害者職親委託事業      | 知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導や技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。 |
| 4   | 日中一時支援事業         | 障がい者等の家族の就労支援や、障がい者等を日常的に介護している家族の負担軽減を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。                       |
| 5   | 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 障がい者の社会参加促進を図るため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。                                      |

日常生活用具給付等種目一覧

| 種 類         | 物 品 名  |
|-------------|--|
| 介護・訓練支援用具   | 特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用いす   |
| 自立生活支援用具    | 入浴補助用具、便器、歩行補助つえ（一本つえ）、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報機、自動消火器、電磁調理器、盲人用秤、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置  |
| 在宅療養等支援用具   | 透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素ポンペ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計   |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器（標準型・携帯用）、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機・再生専用機）、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、地上デジタル放送対応ラジオ、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計（触読式・音声式）、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書 |
| 排泄管理支援用具    | ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）、紙おむつ等、収尿器  |
| 居宅生活動作補助用具  | 住宅改修費  |



## 5 地域生活支援事業の利用実績

### (1) 相談支援事業

障害者相談支援事業については、2事業所に委託をして実施しています。

(単位：箇所)

| 事業名       | 平成30年度 |    |        | 令和元年度 |    |        | 令和2年度 |      |        |
|-----------|--------|----|--------|-------|----|--------|-------|------|--------|
|           | 計画     | 実績 | 利用率    | 計画    | 実績 | 利用率    | 計画    | 実績見込 | 利用率    |
| 障害者相談支援事業 | 2      | 2  | 100.0% | 2     | 2  | 100.0% | 2     | 2    | 100.0% |

### (2) 成年後見制度利用支援事業

計画を下回っていますが、増加傾向にあります。

(単位：人/年)

| 事業名              | 平成30年度 |    |       | 令和元年度 |    |       | 令和2年度 |      |       |
|------------------|--------|----|-------|-------|----|-------|-------|------|-------|
|                  | 計画     | 実績 | 利用率   | 計画    | 実績 | 利用率   | 計画    | 実績見込 | 利用率   |
| 成年後見制度<br>利用支援事業 | 9      | 8  | 88.9% | 10    | 7  | 70.0% | 11    | 10   | 90.9% |

### (3) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、計画を下回る実績となっていますが、手話設置事業については、令和2年度から2人体制として意思疎通支援を行っています。

(単位：人/年)

| 事業名                       | 平成30年度 |    |       | 令和元年度 |    |        | 令和2年度 |      |       |
|---------------------------|--------|----|-------|-------|----|--------|-------|------|-------|
|                           | 計画     | 実績 | 利用率   | 計画    | 実績 | 利用率    | 計画    | 実績見込 | 利用率   |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業<br>(利用人数) | 50     | 33 | 66.0% | 50    | 55 | 110.0% | 50    | 25   | 50.0% |
| 手話通訳者設置事業<br>(設置人数)       | 1      | 1  | -     | 1     | 1  | -      | 1     | 2    | -     |

#### (4) 日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具の実績値の伸びが大きくなっています。

(単位：件／年)

| 種 類         | 平成30年度 |       |        | 令和元年度 |       |        | 令和2年度 |       |        |
|-------------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
|             | 計画     | 実績    | 利用率    | 計画    | 実績    | 利用率    | 計画    | 実績見込  | 利用率    |
| 介護・訓練支援用具   | 6      | 1     | 16.7%  | 8     | 4     | 50.0%  | 8     | 5     | 62.5%  |
| 自立生活支援用具    | 12     | 8     | 66.7%  | 16    | 8     | 50.0%  | 18    | 7     | 38.9%  |
| 在宅療養等支援用具   | 8      | 9     | 112.5% | 10    | 7     | 70.0%  | 10    | 9     | 90.0%  |
| 情報・意思疎通支援用具 | 10     | 3     | 30.0%  | 12    | 17    | 141.7% | 12    | 7     | 58.3%  |
| 排泄管理支援用具    | 1,750  | 1,813 | 103.6% | 1,800 | 1,912 | 106.2% | 1,800 | 2,057 | 114.3% |
| 居住生活動作補助用具  | 2      | 0     | 0.0%   | 2     | 1     | 50.0%  | 2     | 1     | 50.0%  |

#### (5) 手話奉仕員養成研修事業

平成30年度は入門編、令和元年度は基礎編を実施しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

(単位：人)

| 事 業 名                 | 平成30年度 |    |       | 令和元年度 |    |       | 令和2年度 |      |      |
|-----------------------|--------|----|-------|-------|----|-------|-------|------|------|
|                       | 計画     | 実績 | 利用率   | 計画    | 実績 | 利用率   | 計画    | 実績見込 | 利用率  |
| 手話奉仕員養成研修事業<br>(修了者数) | 20     | 11 | 55.0% | 20    | 8  | 40.0% | 20    | 0    | 0.0% |

#### (6) 移動支援事業

令和元年度までは、日中活動サービスの利用者の増加により利用者及び延べ利用時間共に伸びてきています。令和2年度は利用者数及び延べ利用時間が減少する見込みですが、これは、新型コロナウイルス感染症による影響によるものと考えられます。

| 項 目            | 平成30年度 |       |        | 令和元年度 |       |        | 令和2年度 |       |       |
|----------------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|                | 計画     | 実績    | 利用率    | 計画    | 実績    | 利用率    | 計画    | 実績見込  | 利用率   |
| 利用者数<br>(人)    | 25     | 29    | 116.0% | 27    | 35    | 129.6% | 29    | 25    | 86.2% |
| 延べ利用時間<br>(時間) | 2,600  | 2,410 | 92.7%  | 2,650 | 2,802 | 105.7% | 2,670 | 2,100 | 78.7% |

**(7) 地域活動支援センター機能強化事業**

計画どおりの実績となっています。

| 項 目                     | 平成30年度 |    |        | 令和元年度 |    |        | 令和2年度 |      |        |
|-------------------------|--------|----|--------|-------|----|--------|-------|------|--------|
|                         | 計画     | 実績 | 利用率    | 計画    | 実績 | 利用率    | 計画    | 実績見込 | 利用率    |
| 地域活動支援センターⅠ型<br>(実施箇所数) | 1      | 1  | 100.0% | 1     | 1  | 100.0% | 1     | 1    | 100.0% |

**(8) その他事業（任意事業）**

日中一時支援事業が令和元年度から計画を大きく上回る実績となっていますが、他の事業は計画を下回っています。

| 事 業 名                | 単 位          | 平成30年度 |     |        | 令和元年度 |       |        | 令和2年度 |       |        |
|----------------------|--------------|--------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
|                      |              | 計画     | 実績  | 利用率    | 計画    | 実績    | 利用率    | 計画    | 実績見込  | 利用率    |
| 福祉ホーム事業              | 事業所数<br>(箇所) | 2      | 2   | 100.0% | 2     | 2     | 100.0% | 2     | 2     | 100.0% |
| 訪問入浴サービス事業           | 利用者数<br>(人)  | 4      | 4   | 100.0% | 5     | 5     | 100.0% | 6     | 5     | 83.3%  |
|                      | 利用回数<br>(回)  | 286    | 289 | 101.0% | 343   | 298   | 86.9%  | 411   | 284   | 69.1%  |
| 知的障害者職親委託事業          | 利用者数<br>(人)  | 3      | 0   | 0.0%   | 3     | 0     | 0.0%   | 3     | 0     | 0.0%   |
| 日中一時支援事業             | 利用者数<br>(人)  | 12     | 13  | 108.3% | 16    | 31    | 193.8% | 20    | 25    | 125.0% |
|                      | 利用回数<br>(回)  | 737    | 451 | 61.2%  | 796   | 2,278 | 286.2% | 860   | 2,374 | 276.0% |
| 自動車運転免許取得・<br>改造助成事業 | 実施件数<br>(件)  | 2      | 2   | 100.0% | 2     | 2     | 100.0% | 2     | 1     | 50.0%  |

## 6 障害児支援サービスの内容

障害児支援サービスは、児童福祉法に基づく18歳未満の障がい児に対して行われるサービスで、以下のようなサービスがあります。

| サービス名       | サービス内容   |
|-------------|--|
| 児童発達支援      | 未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。                 |
| 医療型児童発達支援   | 上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもに対し、治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 放課後等デイサービス  | 就学中の障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。 |
| 保育所等訪問支援    | 保育所等を訪問し、障がいのある子供に対して、障がいのある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。                  |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。          |
| 障害児相談支援事業   | 障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービスの確保を図ります。                       |

## 7 障害児支援サービスの利用実績

実績数値は、平成30年度と令和元年度は、各年度の3月利用分、令和2年度は、当該年度末における利用見込みです。放課後等デイサービスについては、実績値が増加傾向で推移していることから、令和2年度見込みも増加するものと見込んでいます。

| サービス名           | 単位            | 平成30年度 |       |       | 令和元年度 |       |       | 令和2年度 |       |       |
|-----------------|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 |               | 計画     | 実績    | 利用率   | 計画    | 実績    | 利用率   | 計画    | 実績見込  | 利用率   |
| 児童発達支援          | 利用人数<br>(人/月) | 15     | 12    | 80.0% | 20    | 12    | 60.0% | 20    | 10    | 50.0% |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 225    | 224   | 100%  | 300   | 191   | 64%   | 300   | 168   | 56%   |
| 医療型児童<br>発達支援   | 利用人数<br>(人/月) | 2      | 2     | 100%  | 3     | 4     | 133%  | 4     | 3     | 75%   |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 40     | 7     | 18%   | 60    | 18    | 30%   | 80    | 9     | 11%   |
| 放課後等<br>デイサービス  | 利用人数<br>(人/月) | 98     | 74    | 76%   | 110   | 74    | 67%   | 120   | 78    | 65%   |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 1,764  | 1,290 | 73%   | 1,980 | 1,235 | 62%   | 2,160 | 1,385 | 64%   |
| 保育所等<br>訪問支援    | 利用人数<br>(人/月) | 4      | 2     | 50%   | 6     | 0     | 0%    | 8     | 0     | 0%    |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 16     | 13    | 81%   | 24    | 0     | 0%    | 32    | 0     | 0%    |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 利用人数<br>(人/月) | 1      | 0     | 0%    | 2     | 0     | 0%    | 3     | 0     | 0%    |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 5      | 0     | 0%    | 10    | 0     | 0%    | 15    | 0     | 0%    |
| 障害児相談支援         | 利用者数<br>(人/年) | 23     | 20    | 87%   | 28    | 23    | 82%   | 33    | 30    | 91%   |

## 第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための取組み

### 1 令和5年度の成果目標

国の基本指針で令和5年度までの障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画では、この国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度として、次の項目について成果目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 施設入所者数を令和元年度末時点の数値から1.6%以上削減することを基本とする。

施設入所者が施設を退所し、地域生活への移行と自立生活の拠点を共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等へ移行する数値目標を、これまでの実績と実情を踏まえ次のとおり設定します。

| 項目                  | 数値目標 | 削減率  |
|---------------------|------|------|
| 令和元年度末の入所者数（実績値）    | 107人 | —    |
| 令和5年度末までの地域生活移行者見込数 | 7人   | 6%   |
| 新たな入所者数             | 5人   | —    |
| 令和5年度末の入所者数         | 105人 | 1.6% |

#### ● 確保のための取組み

福祉施設入所者の地域生活への移行のため、次のことに取組みます。

- ① 入所施設との連携・調整
- ② 地域生活移行後に必要なサービスについて、当該サービス事業所との連携のほか、利用可能な社会資源の情報提供
- ③ 地域の実情に即した地域生活支援事業の充実
- ④ 相談支援の利用促進

## (2) 地域生活支援拠点等における機能の充実

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）を分担させる体制を整備（面的整備型）するために検討を行い、令和5年度までの整備を目指します。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 一般就労への移行者数

#### 【国の基本指針】

福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上（就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型概ね1.23倍以上）を基本とする。

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度までに一般就労に移行する者と、その内訳となる各事業を利用する者の数値目標を、これまでの実績と実情を踏まえ次のとおり設定します。

| 項 目                    | 数値目標 | 倍率    |
|------------------------|------|-------|
| 令和元年度の一般就労移行者数（実績値）    | 15人  | —     |
| 就労移行支援事業から一般就労への移行者数   | 4人   | —     |
| 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 | 2人   | —     |
| 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 | 9人   | —     |
| 令和5年度の一般就労移行者数         | 20人  | 1.33倍 |
| 就労移行支援事業から一般就労への移行者数   | 6人   | 1.5倍  |
| 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 | 3人   | 1.5倍  |
| 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 | 11人  | 1.12倍 |

## ② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着支援事業所の割合

### 【国の基本指針】

- ① 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ② 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

上記①の令和5年度数値目標である一般就労移行者数20人に対する就労定着支援事業の利用率等について、国の指針を踏まえ次のように設定します。

| 項目                      | 数値目標 |
|-------------------------|------|
| 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者数 | 14人  |
| 就労定着率8割以上の事業所           | 1箇所  |

### ● 確保のための取り組み

福祉施設利用者の一般就労への移行のため、次のことに取組みます。

- ① 公共職業安定所など、関係機関との連携による障がい者雇用の啓発
- ② 障害者就業・生活支援センターとの連携強化
- ③ 知的・精神障害者職親委託制度の活用
- ④ 就労定着支援事業所数の増加のための情報提供

## (4) 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

十和田市障害者支援協議会の部会において相談業務の現状、課題、支援方法等の情報共有を図り、課題解決、支援体制の強化に取り組めます。

## (5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### 【国の基本指針】

障害福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築

十和田市障害者支援協議会の部会において利用者が求めるサービスの現状、課題提供方法の情報共有を図り、課題解決、適切なサービス提供に取り組めます。



## (6) 障がい児支援の提供体制の整備

### 【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターを少なくとも一カ所以上設置。
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保。
- ④医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

①については設置されていないため、民間事業者の設置に対して支援します。

②については、保育所等訪問支援を実施する事業所があることから、同支援を利用できる体制づくりに努めます。

③の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については確保されていないことから、又は確保に対して支援します。

④については、市又は圏域での協議の場の設置を目指します。

また、医療的ケア児が必要としている支援や地域の課題等に対応できるコーディネーターの配置を目指します。

## 2 障害福祉サービス等の見込量と確保のための取組み

### (1) 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスについては、第5期計画の実績では減少傾向が見られるものの、施設入所者等の地域生活への移行や地域定着が進むものと鑑み、今後は増加していくものとして見込みました。

| サービス名                  | 単 位           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|---------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 | 利用人数<br>(人/月) | 94    | 95    | 96    |
| 行動援護<br>重度障害者等包括支援     | 利用時間<br>(日/月) | 1,890 | 1,910 | 1,930 |

## (2) 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスについては、全体的に増加しています。

入院中の退院可能な精神障がい者なども含めた地域生活への移行や定着を第5期計画から引き続き継続するため、生活介護や自立訓練は増加で見込みました。

就労継続支援（A型・B型）については、今期計画においても増加していくものと見込みました。

| サービス名          | 単 位           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|---------------|-------|-------|-------|
| 生活介護           | 利用人数<br>(人/月) | 165   | 166   | 167   |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 3,070 | 3,090 | 3,110 |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 利用人数<br>(人/月) | 2     | 2     | 2     |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 25    | 25    | 25    |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 利用人数<br>(人/月) | 30    | 33    | 35    |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 540   | 600   | 630   |
| 就労移行支援         | 利用人数<br>(人/月) | 5     | 5     | 5     |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 80    | 80    | 80    |
| 就労継続支援<br>(A型) | 利用人数<br>(人/月) | 27    | 28    | 29    |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 540   | 560   | 580   |
| 就労継続支援<br>(B型) | 利用人数<br>(人/月) | 275   | 285   | 295   |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 5,225 | 5,415 | 5,608 |
| 就労定着支援         | 利用人数<br>(人/月) | 2     | 2     | 2     |
| 療養介護           | 利用人数<br>(人/月) | 17    | 17    | 17    |
| 短期入所<br>(福祉型)  | 利用人数<br>(人/月) | 10    | 12    | 14    |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 60    | 72    | 84    |
| 短期入所<br>(医療型)  | 利用人数<br>(人/月) | 3     | 3     | 3     |
|                | 利用時間<br>(日/月) | 15    | 15    | 15    |

### (3) 居住系サービスの見込量

施設入所者や入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活への移行が進められている中であって、利用者が確実に増加してきていることから、今期計画においても、利用者が増加するものと見込みました。

(単位：人／月)

| サービス名  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 1     | 2     | 2     |
| 共同生活援助 | 100   | 110   | 120   |
| 施設入所支援 | 107   | 106   | 105   |

### (4) 相談支援の見込量

計画相談支援の利用者数については、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規の計画やモニタリングを勘案し利用者数を見込んでいます。

地域移行支援・地域定着支援は、これまで実績がほとんどありませんが、今後施設入所者等の地域生活への移行や地域定着が進むものとして、増加で見込みました。

(単位：人／月)

| サービス名  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 150   | 152   | 154   |
| 地域移行支援 | 2     | 2     | 2     |
| 地域定着支援 | 2     | 2     | 2     |

● **障害福祉サービス見込量確保のための取組み**

- ① 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や就労ができるように、個々の状態やニーズを把握し、利用者や家族への情報提供を行うとともに、サービス事業者と連携し、適切な支援の提供に努めます。
- ② 障がい種別にかかわらず、個々の障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、提供体制の充実を図ります。
- ③ 見込量確保だけでなく、質の高いサービスが提供されるよう、サービス事業者に対して、サービス業務従事者の知識習得、研修受講等による資質向上を要請していきます。

(5) **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

① **精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用**

現在の実績を基に、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込量を設定します。

(単位：人/年)

| 項 目               | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 精神障害者の地域移行支援の利用者数 | 1     | 1     | 1     |
| 精神障害者の地域定着支援の利用者数 | 1     | 1     | 1     |
| 精神障害者の共同生活援助の利用者数 | 35    | 40    | 45    |
| 精神障害者の自立生活援助の利用者数 | 1     | 1     | 1     |

② **保健、医療及び福祉関係者による協議の場**

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障がいのある人の地域定着を目指すため、次のように設定します。

| 項 目                            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (回/年) | 3     | 3     | 3     |
| 保健、医療及び福祉関係者等の参加者数 (人/年)       | 30    | 30    | 30    |
| 協議の場における目標設定評価の実施回数 (回/年)      | 1     | 1     | 1     |

**(6) 相談支援体制の充実・強化等**

相談業務の現状、課題、支援方法等の情報共有を図り、課題解決、支援体制の強化に取り組む体制の整備を目指すため、次のように設定します。

| 項 目                          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------------|-------|-------|-------|
| 相談支援事業者への指導・助言件数<br>(件/年)    | 1     | 1     | 1     |
| 人材育成のための支援の件数<br>(件/年)       | 1     | 1     | 1     |
| 相談支援機関との連携強化の取組みの実施<br>(回/年) | 3     | 3     | 3     |

**(7) 障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築**

障害福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築のため、次のように設定します。

| 項 目  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-------|-------|-------|
| 県が実施する研修への市職員参加人数<br>(人/年)                       | 1     | 1     | 1     |
| 障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業者や関係自治体等との共有回数<br>(回/年) | 1     | 1     | 1     |

**(8) 発達障がい者等に対する支援**

保護者等が子どもの発達障害に適切な対応ができるように、次のように設定します。

(単位：人/年)

| 項 目                                   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 | 0     | 5     | 5     |
| ペアレントメンターの人数                          | 0     | 1     | 1     |
| ピアサポートの活動への参加人数                       | 35    | 35    | 35    |

### 3 地域生活支援事業の見込量と確保のための取組み

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

市内障がい者就労施設事業所と共同で、市内商業施設において毎年福祉フェアを開催し、障がい者に対する理解を深めてもらうためのチラシの配布のほか、障がいを持った方たちが作った加工品やグッズの販売を行うとともに、福祉施設の紹介や障害福祉サービスに関する相談窓口を開設しています。

今後も、実施内容や開催回数の増加などを関係事業者等と協議・検討し、継続して障がい者の理解を深める研修・啓発事業を実施していきます。

| 事業名         |       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 事業の有無 | 有     | 有     | 有     |

#### (2) 自発的活動支援事業

現在支援実績はありませんが、障がい者及びその家族、地域住民等に対し周知を図るとともに、障がい者及びその家族による地域における自発的な取組みに対して支援していきます。

| 事業名       |       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 自発的活動支援事業 | 事業の有無 | 有     | 有     | 有     |

#### (3) 相談支援事業

現在、2事業者に委託して相談支援事業を実施しています。

今後も、障がい者及びその家族の相談に応じて、必要な情報提供や権利擁護のための相談支援を継続実施していきます。

| 事業名       |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|------|-------|-------|-------|
| 障害者相談支援事業 | 事業所数 | 2     | 2     | 2     |

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

年々利用者が増えてきており、特に、精神・知的障がい者の利用者が増えていくものと見込まれます。

地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を図りながら、また相談支援事業の充実とあわせて事業を推進します。

(単位：人/年)

| 事業名          |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 利用人数 | 12    | 13    | 14    |

#### (5) 成年後見人制度法人後見支援事業

当市において実施している法人は1箇所ありますが、今後成年後見制度の利用が必要な障がい者は増えていくものと見込まれます。このことから社会福祉協議会等関係機関と連携をとりながら、実施のための組織体制の構築など事業の推進を図ります。

| 事業名             |       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 成年後見人制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 無     | 有     | 有     |

#### (6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、市登録派遣通訳者のほか、市外の手話通訳者・要約筆記者の方にも当市への登録を行っていただいております。

派遣件数は毎年ほぼ横ばいであり、今後も同程度で推移するものと見込んでいます。

手話通訳者設置事業では、十和田市福祉事務所及び社会福祉協議会に各1人配置して実施します。

手話通訳者・要約筆記者養成研修の実施など、その育成や確保に努めます。

(単位：人/年)

| 事業名             |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 利用件数 | 30    | 30    | 30    |
| 手話通訳者設置事業       | 設置人数 | 2     | 2     | 2     |



### (7) 日常生活用具給付等事業

各項目の給付状況は、大きな変動もなく横ばい状態で推移していますが、今後は大きな変動はないものの、微増していくものと見込んでいます。他の用具を含め、生活福祉課で配布している「障がい者のしおり」などを通じて利用者への周知を図り、適切な給付に努めます。

(単位：件/年)

| 種 類         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具   | 6     | 7     | 7     |
| 自立生活支援用具    | 10    | 12    | 14    |
| 在宅療養等支援用具   | 10    | 10    | 10    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 10    | 10    | 10    |
| 排泄管理支援用具    | 2,000 | 2,100 | 2,200 |
| 居住生活動作補助用具  | 2     | 2     | 2     |

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

十和田市社会福祉協議会へ委託し、十和田市ろうあ協会の協力のもと入門編と基礎編を交互に事業実施しています。応募数に対し修了者数はその半数程度となっています。今後も引き続き手話奉仕員養成講座を開催し、広く人材育成に努めます。

また、青森県ろうあ協会から講師の派遣を受け、当該講座の講師である十和田市ろうあ協会会員のスキルアップに努めます。

(単位：人)

| 事 業 名       |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 修了者数 | 20    | 15    | 20    |

### (9) 移動支援事業

利用者数については横ばいで推移していますが、今後は増加していくものと見込んでいます。利用時間については、実績では各年度ごとにバラつきがありますが、こちらは今後は増加していくものと見込んでいます。

外出が困難な障がい者の自立生活や社会参加の促進に努めます。

| 項 目         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人）     | 37    | 39    | 41    |
| 延べ利用時間数（時間） | 2,960 | 3,120 | 3,280 |

#### (10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者を取り巻く環境の変化に伴い、障がい者が地域で生活していくうえでのニーズも多種多様になってきています。

障がい者の創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進、自立した生活の支援など、多様化するニーズに対応するため、地域活動支援センターの事業の充実に努めます。

| 種 類          |           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-----------|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センターI型 | 実施箇所数(箇所) | 1     | 1     | 1     |

#### (11) その他事業の見込量

各事業とも利用者数は横ばいで推移してきていますが、訪問入浴サービス事業と日中一時支援事業では、利用時間が増加傾向にあります。これは、利用者の障がいの状況が進行し、介護などの支援を必要とする回数が増えているためと推察され、今後も増加していくものと思われます。

障がい者等の家族の就労支援や、介護の負担軽減を図るため、障がい者等の日中活動の場の確保のために利用できるよう事業の周知を図るとともに、適切なサービスの提供に努めます。

| No. | 事 業 名            |           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------------|-----------|-------|-------|-------|
| 1   | 福祉ホーム事業          | 事業所数(箇所)  | 2     | 2     | 2     |
| 2   | 訪問入浴サービス事業       | 利用者数(人)   | 5     | 6     | 7     |
|     |                  | 利用見込回数(回) | 300   | 360   | 360   |
| 3   | 知的障害者職親委託事業      | 利用者数(人)   | 1     | 2     | 2     |
| 4   | 日中一時支援事業         | 利用者数(人)   | 30    | 32    | 34    |
|     |                  | 利用見込回数(回) | 2,850 | 3,040 | 3,230 |
| 5   | 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 実施件数(件)   | 2     | 2     | 2     |

#### 4 障害児支援サービスの見込量と確保のための取組み

第2期となる障がい児福祉計画では、第1期障がい児福祉計画に対する実績値を勘案し、利用者、利用日数ともに増加するものとして見込んでいます。

市保健センターや教育・保育等の関係機関と連携を図りながら、障がい児及びその家族に対して、早い段階での療育の支援をしていきます。

| サービス名           | 単位            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|---------------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援          | 利用人数<br>(人/月) | 13    | 13    | 13    |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 260   | 260   | 260   |
| 医療型児童<br>発達支援   | 利用人数<br>(人/月) | 5     | 5     | 5     |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 20    | 20    | 20    |
| 放課後等<br>デイサービス  | 利用人数<br>(人/月) | 100   | 110   | 120   |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 1,800 | 2,000 | 2,100 |
| 保育所等<br>訪問支援    | 利用人数<br>(人/月) | 2     | 2     | 2     |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 14    | 14    | 14    |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 利用人数<br>(人/月) | 2     | 2     | 2     |
|                 | 利用日数<br>(日/月) | 10    | 10    | 10    |
| 障害児相談支援         | 利用者数<br>(人/年) | 35    | 40    | 40    |

## 第4章 その他の事項

本計画の円滑な進行のため、次の点に留意して推進していきます。

### (1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年に施行され、ホームページ等で「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の具体例を示す等、周知に取り組んでいるところです。

今後も共生社会の実現に向け、すべての市民が障がいや障がい者について理解を深め、差別解消を図るための啓発活動の推進に努めます。

### (2) 障がい者への虐待防止

平成 24 年の障害者虐待防止法施行以降、市では市役所生活福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待の早期発見や通報への対応を行っているところです。

常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等への支援、虐待の早期発見に努めるとともに、万が一、虐待と思われる通報があった場合には、速やかに障がい者の安全の確保や事実確認を行い、庁内関係課、障害福祉サービス事業所等と連携して適切に対応します。

### (3) 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進

成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者への支援、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成など、当該制度の利用促進に努めます。

第6期十和田市障がい福祉計画  
第2期十和田市障がい児福祉計画

令和3年3月

---

発行 十和田市  
編集 十和田市健康福祉部生活福祉課  
住所 〒034-8615  
青森県十和田市西十二番町6番1号  
電話 0176-51-6718  
ファックス 0176-22-7599  
ホームページ <http://www.city.towada.lg.jp/>